

仙台市高砂学校給食センター維持管理運営包括委託事業に係る実施方針等に関する質問に対する回答

NO	区分	頁	章	節	細節	項目	質問等事項	回答
1	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	③ウ	g) その他関連業務に荒巻学校給食センター対象校のアレルギー対応食提供について、現在、本施設と荒巻学校給食センター運営業務の委託者は同一企業であることから大きな問題になっていないが、荒巻学校給食センターに他企業が参入した場合、当グループのアレルギー対応食のノウハウが点在する状況下となるため、貴市が考えている秘匿性についてご教示ください。	仙台市情報公開条例等を踏まえ対応するものと認識しております。
2	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	④イ	「本市が行う業務」として維持管理業務「大規模改修業務」とあるが、これは「要求水準書(案)」P13 III 1 (6) ③長期修繕計画書の項目とは別に行うものと考えて良いか。	お見込みのとおりです。
3	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	④イ	学校内配膳室保守管理・修繕等業務というのは、配送車両の搬送時やコンテナ積み降ろし、配膳室へ搬入できるように学校を保守管理・修繕・改修などをする業務を指すという理解でよろしいでしょうか。 また、対象校においては学校ごとに環境が異なるため配送車両による搬送時やコンテナを降ろし、配膳室へ入れる際の物損リスクについては、故意ではなく配膳室の経年劣化等で破損させてしまう事があります。故意ではなく、配膳室の経年劣化等が原因として物損してしまった場合の修繕は貴市で行うという理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
4	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	④ウ	仙台市荒巻学校給食センター対象校食物アレルギー対応食提供も含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	⑥	事業者の収入には、SPC諸経費（SPC設立費用、SPC管理費用、税理士報酬、監査報酬及び保険料等）も含まれるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	⑥	SPC設立費用、印紙税、弁護士費用等の初期にかかるSPC諸経費については、SPCから一括で支払う費用となりますため、貴市から分割ではなく一括でお支払いいただきたくご検討をお願いいたします。	実施方針VI 2（1）に示すとおり、維持管理・運営業務に対する委託料は、事業者の提案に基づき支払うこととしております。
7	実施方針	3	Ⅲ	1	(5)	⑥	例えば最低時給の上昇率は著しく、物価変動は実際と乖離している状況です。特にパートの人件費にかかる物価改定の基準は最低賃金上昇分としていただけませんかでしょうか。運営・維持管理共に事業者側の安定運営に影響が出る可能性があります。	具体の改定内容は募集要項等公表時にお示しいたします。

NO	区分	頁	章	節	細節	項目	質問等事項	回答
8	実施方針	5	IV	2			個別対話は実施しないのでしょうか。短い期間で入札が行われるため、公表資料の意思疎通や理解が十分にできない可能性があると思料します。	プロポーザルに係る事務手続きは、内規に即して進めているところであり、実施方針等や募集要項等に関する質問を受け付ける機会を設けていることから個別対話の実施は想定しておりません。
9	実施方針	8	V	1	(1)		なお書きでは、構成員には調理設備企業・運営企業を必ず含むこと。とあります。維持管理企業は構成員、協力企業に含めずに構成員の下請企業として入札を行う事はお認め頂けるのでしょうか。	維持管理企業は構成員又は協力企業としていただく必要があります。
10	実施方針	9	V	2	(1)	エ	3,000食/日以上ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設における調理業務の実績が2年以上あれば、PFI学校給食センターの運営実績も実績としてお認め頂けるという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	実施方針	11	V	3	(3)	②	提案内容については情報公開条例から除外いただけませんかでしょうか。	仙台市情報公開条例等に基づき対応いたします。
12	実施方針	12	VI	2	(1)	ア	『各年度の四半期毎に要する委託料を、事業者の提案に基づき支払う。』と記載がありますが、平準化ではなく、修繕・更新費を実施ベースでお支払いいただく提案も可との理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	実施方針	12	VI	2	(1)	イ	「…変動費には提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残渣処理費等に係る費用が含まれることを想定しているが、具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、本市と事業者が締結する契約書において定める。」とありますが、例えば調理人件費については、提供食数による影響の有無により、固定費と変動費のどちらにも含む想定をしておりますが、お認め頂けるのでしょうか。	そのようなご提案も可能です。
14	実施方針	13	VII	2			当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか。	原案のとおり、SPCを本施設内に設立することは不可とします。
15	実施方針	15	VII	6	(2)		No.11_第三者賠償リスク「事業者が行う業務に起因する第三者への賠償」とありますが、具体的にどのようなリスクを想定されておりますでしょうか。保険の加入で補えるかを検討したいため、ご教示ください。	異物混入による傷病者の発生や法定点検等の未実施や故障等不具合の放置による傷病者の発生、配送車両による衝突事故や植栽・外構等保守管理に際しての飛び石により損害を与えた場合等を想定しております。
16	実施方針	15	VII	6	(2)		No.12_第三者賠償リスク「施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償」とありますが、地震や落雷、豪雨による浸水などの自然災害による第三者への賠償は対象外という理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、事業者の維持管理の不備に起因するものと認められた場合は、自然災害によるものでも対象になる可能性があります。

NO	区分	頁	章	節	細節	項目	質問等事項	回答
17	実施方針	15	VII	6	(2)		<p>No.17_不可抗力リスク「不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額を超える部分、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの」とありますが、「一定の金額」は後日お示しいただけるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、事業者側のリスクとして、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のものがありますが、ここでいう保険とはp13で事業者に求められている賠償責任保険を指しているという理解でよろしいでしょうか。本施設は貴市所有であるため保険に加入することは事業者側に委ねられるものではなく、本施設にかかる保険はあくまでも貴市にて加入するべきものと思料します。そのため事業者側のリスクは一定の金額までとし、保険は外していただけないでしょうか。</p>	<p>前段・中段についてはお見込みのとおりです。後段に関し、不可抗力発生時は事業者の維持管理業務等に関し、本市以外の被保険者が施設に関する保険金を受領することも想定される場所であり、具体的な考え方は募集要項等公表時にお示しいたします。</p>
18	実施方針	15	VII	6	(2)		<p>不可抗力は事業者で予測できない現象のため、「事業者の費用負担は無し」としていただけないでしょうか。</p> <p>本事業は、竣工16年～26年目までを維持管理運営していくため、新築から15年目の建物とは異なり老朽化していく建物です。一部負担であれ事業者の負担とすることは、見えざるリスクを事業者に負担させることになり、事業者はそのリスクに対し不要な積算をしなければならないためです。</p>	<p>本事業では、最も適切にリスクを管理できる者がそのリスクを負担することで、事業全体のリスク低減が図られるものと考えており、具体的内容については募集要項等公表時にお示しいたします。</p>
19	実施方針	15	VII	6	(2)		<p>No. 36「事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した総修繕費（項目毎の内訳は問わない）が予想を上回ったことに関するもの」また、※3：事業者が当初に想定した総修繕費が予想を上回った合理的な理由がある場合は、その費用負担について協議できるものとする。とありますが、予防保全をもとに適切な維持管理業務を実施し、善管注意義務を果たしていたにも関わらず、事業者が当初に想定をしていなかった設備の大部分の更新等を伴う大規模修繕が発生した場合の費用負担については、貴市のご負担になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>大規模改修や要求水準書に示す機器の更新等に係る費用負担等は、事業者が実施する維持管理の状況確認や協議等を実施した上で、個別に判断を行う想定です。</p>
20	実施方針	16	VII	6	(2)		<p>No.51・52_「配送及び配膳遅延リスク」について、交通混雑・悪天候等による遅延といった、事業者でコントロールすることが難しい要因も考えます。これらはペナルティから除外されるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>そのように想定しておりますが、委託料の減額等に係る基準については募集要項等公表時にお示しいたします。</p>

NO	区分	頁	章	節	細節	項目	質問等事項	回答
21	実施方針	16	VII	6	(2)		No.54・55_「食器等破損リスク」について、要求水準書(案)資料10「食器・食缶等仕様一覧」に記載されているすべての物が対象となる理解でよろしいでしょうか。また、現在使用している食缶で事業者が目視確認では明らかに確認(対処ができない)ができない事象が発生した場合は、貴市のリスクである理解でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
22	要求水準書	8	I	5	(2)		荒巻学校給食センター(アレルギー対応食)の将来推計値について、ご提示いただけますでしょうか。	アレルギー対応食については、推計要素(食物アレルギーを有する児童生徒の学校単位での出現率、そのうちの対応食提供希望者数)の変動が大きいことから、推計値の算出は困難ですが、高砂学校給食センター対象校及び荒巻学校給食センター対象校のアレルギー対応食の過去3年間の提供食数及び令和6年度の提供食数の平均値は、1日当たり高砂学校給食センター対象校では24食、荒巻学校給食センターでは30食となっております。
23	要求水準書	14	III	1	(9)	エ	添付資料7で「更新」とした機器等以外で更新等が必要になった場合は、事業者の保守・修繕履歴等を確認し協議を行うとありますが、更新予定の無い調理機器について、今後部品調達・改造等が不可能となった場合の考えをご教示ください。	調理業務への影響、調理機器の耐用年数、事業者による維持管理業務の範囲等を考慮して、今後の対応について協議を行います。
24	要求水準書	14	III	1	(9)	エ	『添付資料7で「更新」とした機器等以外で更新等が必要になった場合は、事業者の保守・修繕履歴等を確認し協議を行う。』とありますが、協議の結果市が更新をしなかった事により機器が故障し、給食提供に影響が出た場合は、事業者にペナルティは発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	協議の結果、市が更新を行うこととして整理された場合は、お見込みのとおりです。
25	要求水準書	14	III	1	(9)	エ	(添付資料7)表中の考え方で「事業期間中に更新を行う」となっている項目でも更新が不要となる場合は、事業者の提案で「補修若しくは修繕」としてもよろしいでしょうか。	原則更新するものとして提案ください。
26	要求水準書	14	III	1	(9)	エ	(添付資料7)受変電設備の考え方が更新となっておりますが、更新の対象はキュービクル内の機器、PAS、高圧ケーブルでしょうか。	変圧器の更新を想定しております。

NO	区分	頁	章	節	細節	項	目	質問等事項	回答
27	要求水準書	14	Ⅲ	1	(10)			「本市は、本事業において適切な保守・修繕が実施された場合、大規模改修が発生することは想定していません。」とありますが、予防保全をもとに適切な維持管理業務を実施し、善管注意義務を果たしていたにも関わらず、事業者が当初に想定をしていなかった設備の大部分の更新等を伴う、大規模修繕が発生した場合の費用負担については、貴市のご負担になるという理解でよろしいでしょうか。	大規模改修や要求水準書に示す機器の更新等に係る費用負担等は、事業者が実施する維持管理の状況確認や協議等を実施した上で、個別に判断を行う想定です。
28	要求水準書	18	Ⅲ	4	(2)	③		調理設備保守管理・修繕業務について、資料10の食器・食缶等使用一覧にある什器・備品の保守管理・修繕業務についての考え方をご教示ください。	食器・食缶等調達については本市が行う業務のため、使用に耐えない状態のものについては、原則本市が更新を行います。
29	要求水準書	26	Ⅳ	1	(4)	ア		調理等業務責任者の配置基準が「管理栄養士又は栄養士」となっております。スキルと資格のバランスが取れないことが多く発生する危険があり、資格要件を整えるためにスキルがない者が配置されることも予想されます。また、責任者育成の観点からもスキルが高く幅広い人材に責任者に就いてもらうためにも、調理師を除外することは事業者の雇用選択肢を狭め、更には地元雇用にも影響することから調理師資格も要件に加えていただけないでしょうか。	市側と事業者側の円滑なコミュニケーション、アレルギー対応食の誤配防止、調理員の技術向上等の観点から、調理等業務責任者には管理栄養士又は栄養士の資格要件を求めているところです。
30	要求水準書	28	Ⅳ	1	(1)			業務計画書、業務報告書、マニュアル等関係書類は、10年間で合計すると膨大な紙媒体の資料数となります。近年の社会事情をご考慮いただき、CD-ROMに保存した電子データを提出することをお認めいただけますでしょうか。	CD-ROM等に保存した電子データにより提供しても差し支えないものについては、記載の対応をすることも想定されますが、個別具体の取り扱いについては、優先交渉権者と協議の上決定するものとします。
31	要求水準書	33	Ⅳ	4	(2)			コース⑤回収予定時刻に「東二番丁小」が記載されていますが、p7表I-5「高砂学校給食センター給食提供対象一覧」には記載がないため、誤記という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料14中、「東二番丁小」の記載を「東六番丁小」に修正いたします。